4 受文庁第 2 7 4 2 号 令和 5 年 3 月 2 9 日

一般社団法人図書館等公衆送信補償金管理協会 代表理事 上 野 達 弘 殿

 文化庁次長

 杉 浦 久 弘

(公印省略)

図書館等公衆送信補償金の額の認可に関する留意事項について(通知)

令和5年3月20日付けで著作権法の一部を改正する法律(令和3年法律第52号)による改正後の著作権法(昭和45年法律第48号)第104条の10の4第1項の規定に基づき認可申請がありました図書館等公衆送信補償金の額については、4受文庁第2742号のとおり文化庁長官により認可したところですが、これに関し、貴協会におかれては下記の事項に御留意くださいますようお願いします。

記

- ・図書館等公衆送信補償金規程(案)附則第2項にある規程の見直しに関する規定を着実に 実施すること。特に、同補償金規程(案)は制度の運用実績がない中で当初に適用するも のとして検討されたものであることを踏まえ、実際の運用実績と図書館等設置者の意見を 十分に考慮し、必要な場合には同補償金規程(案)附則第2項に定めるように規程の実施 の日から3年が経過する前においても適時に見直しを検討すること。
- ・図書館等公衆送信補償金の額は特定図書館等の利用者が受ける便益を考慮した適正な額である必要がある。図書館等公衆送信補償金規程(案)は現時点で想定されている制度の運用によって利用者が受けることとなる便益を考慮したものと考えられるが、実際の制度の運用状況を見ながら、図書館等の設置者等と協力して利用者が受ける便益の維持・向上に努めること。
- ・図書館等公衆送信補償金規程(案)においては補償金の分配に要する費用を考慮して補償金の額の下限が設定されているが、この設定の在り方については、制度の趣旨である国民の情報アクセスの向上等の観点から継続的に検討すること。なお、検討に当たっては、補償金の分配に要した費用の実績その他の制度の運用実績等を勘案すること。

以上